
新座市公共施設予約システム更改事業 公募型プロポーザル 実施要領

令和6年10月

新座市総務部情報システム課

1 実施の目的

本市の公共施設予約システムは、平成24年度に運用を開始し、12年目を迎えたところである。

この度、公共施設予約システムを更改するとともに、オンライン本人認証、オンライン決済、スマートロックの導入等により、公共施設利用者の更なる利便性向上、新規利用者数増加、施設稼働率向上及び市の業務効率化を図るため、公募型プロポーザル方式により、提案を求めるものである。

2 事業の概要

(1) 事業名

新座市公共施設予約システム更改事業

(2) 事業内容

別紙1「基本仕様書」のとおり

(3) 事業期間

契約締結日は令和7年度となる。なお、使用契約の始期は以下のとおり予定しているが、提案者は、システム構築、システム移行に伴う運用調整、施設利用者への周知等に要する期間を踏まえ、発注者及び施設利用者には大きな負担が生じないスケジュールを提案し、発注者と協議の上決定するものとする。

ア 委託契約 契約締結日から令和8年3月31日まで

イ 使用契約 令和7年10月1日（予定）から令和8年3月31日まで

※ 以後、業務履行実績が良好な場合、原則として同じ使用料で年度ごとに契約を締結する想定

3 提案限度額（税込み）

(1) 総額費用 116,910,000円

【内訳】

初期費用 62,800,000円

運用費用 54,110,000円

(2) 見積条件

ア 見積額の運用費用は60か月分として算出すること。

イ 公共施設予約システムのほか、外部関連システム（オンライン本人認証、オンライン決済システム及びスマートロックシステム）の調達、構築、システム間連携、運用保守等の費用を含めること。

(3) 留意事項

- ア 本事業は、令和7年度当初予算が新座市議会において議決されることを条件とする。
- イ 外部関連システムは、必要に応じ、各システム提供事業者と個別に契約する。

4 参加資格

- (1) 新座市の令和5・6年度における入札参加資格登録業者名簿に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (3) 告示日から選定までの間において、新座市の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成21年4月9日市長決裁）による入札参加停止措置又は新座市の契約に係る暴力団排除措置要領（平成21年6月1日市長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (4) 次に掲げる項目のいずれかに該当しない者であること。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある者
 - ウ その役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者が暴力団の構成員等である者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (7) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」又は「ISO/IEC 27001」（ISMS）の認証を有していること。
 - イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けていること。
- (9) 過去2年以内に、地方公共団体において、提案予定の公共施設予約システ

ムの導入実績を有していること。

5 参加申込方法

(1) 提出書類等

提出書類	提出部数	提出方法
参加申込書（様式1）	紙媒体各1部及び電子データ	持参又は郵送 電子データは、CD-R、DVD-R又は電子メール
誓約書（様式2）		
本実施要領4(8)を証する書類		
導入実績表（様式3）		

(2) 参加申込期間

令和6年10月25日（金）～令和6年11月5日（火）

持参提出の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。また、郵送提出の場合は、期限内に必着とする。

(3) 参加申込先

新座市総務部情報システム課

住 所 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

電 話 048-424-9163

メール jyouhou@city.niiza.lg.jp

6 参加資格の審査及び結果の通知

参加申込をした事業者の参加資格を審査し、審査結果を全員に対して令和6年11月6日（水）頃までに参加資格審査結果通知書により通知する。

7 企画提案書等の提出書類

(1) 提出書類等

提出書類	提出部数	提出方法
企画提案書（任意様式）	紙媒体各6部及び電子データ	持参又は郵送 電子データは、CD-R、DVD-R又は電子メール
構築スケジュール（任意様式）		
機能要件等確認表（様式4）		

見積書（様式５）※２	紙媒体１部及び電子データ	
------------	--------------	--

※１ 提出書類は、別紙「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

※２ 見積書（様式５）については、代表者印の押印が必要であることに留意すること。

(2) 提出期限

令和６年１１月２５日（月）まで

(3) 提出先

５(3)の参加申込先と同じ

８ 審査方法

(1) 審査者

新座市公共施設予約システム更改事業公募型プロポーザル審査部会（以下「審査部会」という。）を設置し、企画提案書等の審査を行う。

(2) 審査

ア 第１次審査（書類審査）

提出された導入実績表（様式３）、機能要件等確認表（様式４）及び見積書（様式５）を審査し、高い得点を得た順に、上位３事業者（予定）までを第２次審査の対象とする。

第１次審査の結果及び第２次審査の日時は、令和６年１１月２９日（金）頃までに、電子メールにより通知する。

イ 第２次審査（企画提案書プレゼンテーション及びデモンストレーション審査）

第１次審査により選考された者に対し、企画提案書についてのプレゼンテーション及び提案するシステムのデモンストレーションを依頼し、審査する。第１次審査及び第２次審査の結果を合計し、最高得点を挙げた事業者を優先交渉権者とする。

第２次審査の結果は、令和７年１月上旬に、電子メール及び書面により通知する。

(3) 審査基準

① 審査の項目及び配点は、下表のとおりとする。

審査段階	審査項目	配点
第１次審査	導入実績表（様式３）	１０

	機能要件等確認表（様式４）	１５０
	見積書（価格）（様式５）	１００
第２次審査	企画提案書（任意様式）及び プレゼンテーション	１９０
	デモンストレーション	５０
合計	第１次及び第２次審査の合計	５００

- ② 審査合計点が同点の場合は、審査部会の多数決により優先交渉権者を決定する。

９ 質疑

質問事項は、該当箇所を明示の上、記載すること。様式は、自由様式とし、次の期限内に提出すること。なお質問の回答事項については、本プロポーザルに係る資料の追加又は修正とみなす。

- (1) 提出期限 令和６年１１月１５日（金）午後５時まで
- (2) 質問方法 ５(3)の参加申込先に記載の電子メールアドレス宛てに送付後、
担当者に到達確認を行うこと。
- (3) 回答日時 令和６年１１月２０日（水）頃
- (4) 回答方法 プロポーザル参加全業者へ電子メールにて回答

なお、上記提出期限後の追加質問や、本市による回答後の再質問の受付は行わない。再質問が発生しないよう、参加業者は必要とする情報が明確に分かるような質問を行うこと。

１０ 日程

実施内容	実施期日
プロポーザル実施要領公表	令和６年１０月２５日（金）
参加申込書の受付	令和６年１０月２５日（金）から 令和６年１１月５日（火）まで
参加資格審査結果通知	令和６年１１月６日（水）頃
質疑受付	令和６年１０月２５日（金）から 令和６年１１月１５日（金）まで
質疑に対する回答	令和６年１１月２０日（水）頃
企画提案書等の受付	参加資格審査結果通知日から

	令和6年11月25日（月）まで
第1次審査結果通知	令和6年11月29日（金）頃
第2次審査（プレゼンテーション 及びデモンストレーション）	令和6年12月17日（火）～ 19日（木）のいずれか
第2次審査結果通知	令和7年1月上旬
契約締結	令和7年4月上旬

1.1 契約

選定された事業者（優先交渉権者）は、本市との間で契約締結の条件等に関する協議の上、仕様書を確定し、契約を締結する。なお、本市との協議が整わない場合は、原則として次点事業者と協議を行う。

また、受託の辞退等により新座市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

1.2 失格事項

次の各号いずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が各提出期限までに提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 第2次審査に出席しなかった場合

1.3 その他

- (1) 提案する事業者が1者のみの場合においても、評価を行うものとする。
- (2) 参加申込書の提出以後、参加を辞退する場合は令和6年11月20日（水）までに、辞退届（様式自由）を電子メール又は直接持参により提出すること。
メールによる提出の場合は、送付後、担当者に到達確認を行うこと。
- (3) 本プロポーザルに要した費用は、提案者の負担とする。
- (4) 様式の改ざんや、提出した提案書等について虚偽の記載をした場合及び期限を過ぎて提出された場合は、失格とする。
- (5) 提出書類は選定以外に使用しないものとする。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 審査結果について、異議申立ては一切受け付けない。
- (8) 本提案に係る情報公開請求があった場合は、新座市情報公開条例に基づき、

提出書類を公開する場合がある。

1 4 連絡先

〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

新座市総務部情報システム課

担当 藤本・小川

電話 048-424-9163（直通）

電子メール jyouhou@city.niiza.lg.jp